



注 色彩は、体及び星の棒は白金色、王冠及び星は金色、文字はピンク色とし、マントはピンク色、だいだい色、黄色、緑色、青色若しくは紫色又はこれらの淡色から次世代育成支援対策推進法第十五条の三に規定する特例認定一般事業主が選択することができるものとする。ただし、これらの色とすることが不適当な場合にあつては、全体として黒色としてもよい。

○厚生労働省告示第四百五十三号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十五条の四第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久